政令

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百七十七号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三号）附則ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和七年一月一日とする。

外務大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣　石破　茂

民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百七十八号

民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和七年三月一日とする。

法務大臣　鈴木　馨祐
内閣総理大臣　石破　茂

民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百七十九号

民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日を定める政令

内閣は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日は、令和七年二月二十八日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　鈴木　馨祐
内閣総理大臣　石破　茂

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百八十号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「四十二億円」を「四十三億円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

計量法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百八十一号

計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第四第十四号中「七十二万七千三百円」を「八十一万五千六百円」に改め、同表備考中「第十三号」の下に「、第十四号」を加える。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂